

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂(案)について

現行計画は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な処理を推進するために、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、平成20年3月に策定したが、北九州市のPCB廃棄物処理施設での新たな施設の稼働に伴い処理可能なPCB廃棄物の種類が追加されたこと、また、平成21年11月に国のPCB廃棄物処理基本計画において微量PCB汚染廃電気機器の処理方策が新たに盛り込まれたことなどから、この度の改訂を行うものである。

○ 改訂の主な内容

1 拠点的広域処理の推進

- ・新たな処理対象として「PCB汚染物等」を追記
- ・多量保管事業場、少量保管事業場の定義を変更

2 微量PCB汚染廃電気機器の処理の推進

- ・処理体制、事業者による把握について追記

3 最新データへの更新

- ・県内のPCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量及びPCB廃棄物の処分見込量を平成20年度末データへ更新

<参考>

* 拠点的広域処理

国が一定の関与を行い、日本環境安全事業株式会社（JESCO）が拠点的な処理施設を整備し、処理業務にあたる仕組みを設けている。沖縄県・九州・中国・四国の17県はJESCO北九州事業所で処理することとなっている。

* PCB汚染物等

北九州事業所の第2期処理施設が平成21年7月から操業開始されたことに伴い、それまで処理対象とされていたトランス、コンデンサ等に加えて、「PCB汚染物等」と呼ばれる安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等が処理可能となった。

* 微量PCB汚染廃電気機器

昭和49年以降に製造された電気機器に数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBが非意図的に混入している場合があることが明らかになり、これらの廃棄物を「微量PCB汚染廃電気機器」と呼んでいる。
国のPCB廃棄物処理基本計画では、北九州事業所を含むJESCOの施設では処理を行わずに、国が無害化処理認定を行った施設又は都道府県知事等が許可した施設で処理することとされている。

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（案）の概要

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条の規定により、岡山県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための方策を定める。

第2節 計画対象

岡山県内全域に存するPCB廃棄物

第3節 計画期間

平成20年度から平成28年度まで

第4節 計画の見直し

本計画は岡山県廃棄物処理計画及び国のPCB廃棄物処理基本計画の改訂、PCB廃棄物の処理体制の状況等を勘案し、適宜見直すこととしており、平成21年度にPCB廃棄物処理基本計画の改訂及び拠点的広域処理対象廃棄物の変更が行われたため、平成22年度において改訂を行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管量等の現状及び処分量の見込み(平成21年3月31日現在)

PCB廃棄物の種類	単位	保管量 (A)	使用中の量 (B)	処分見込量 (A+B)
高圧トランス	台	1,000	324	1,324
高圧コンデンサ	台	5,247	979	6,226
低圧トランス	台	64	29	93
低圧コンデンサ	台	2,174	89	2,263
柱上トランス	台	1	49,013	49,014
安定器	台	41,219	9,788	51,007
PCB	kg	817		817
PCBを含む油	kg	1,340,779		1,340,779
感圧複写紙	kg	4,865		4,865
ウエス	kg	4,652		4,652
その他の機器等	台	1,121	469	1,590
汚泥	kg	3,550		3,550
その他	kg	9,396		9,396

PCB廃棄物の処分見込事業場数	岡山県内			1,328
	岡山市内	倉敷市内	県所管内	
	417	313	598	

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

第1節 PCB廃棄物の処理の体制の現状

岡山県は、国が全国5箇所に整備した拠点的広域処理施設のうち、北九州PCB廃棄物処理施設の処理対象地域となっている。

なお、中国電力株式会社は、自社のPCB廃棄物処理施設を広島県内に設置し、当該施設において処理を進めている。

【北九州PCB廃棄物処理施設の概要】

事業主体	日本環境安全事業株式会社
対象物	西日本17県域（中国、四国、九州及び沖縄）に存するPCB廃棄物
処理能力	脱塩素化分解1.5トン/日 プラズマ溶融分解10.4トン/日

【北九州PCB廃棄物処理事業における処理予定時期】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
少量保管事業場			■	■		■	■
多量保管事業場	←—————→						

* トランス、コンデンサ、廃PCB等及びPCB汚染物等についてのものである。

* 多量保管事業場とは、10kg以上のトランス、コンデンサ等の保管台数が30台以上又はPCB汚染物等の保管量が1.5t以上の事業場であり、少量保管事業場とは、多量保管事業場以外の事業場である。

第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

岡山県内のPCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等を除く。）については、北九州PCB廃棄物処理施設で処理可能な体制が確保されており、当該施設において計画期間内に安全かつ確実に処理することを基本とする。

第3節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項

PCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等を除く。）の適正な処理のためには、各保管事業場から北九州PCB廃棄物処理施設までの収集運搬体制の確立が必要である。

このため、PCB廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物処理基準、国のPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等に従い、適正に収集運搬する必要がある。

また、北九州PCB廃棄物処理施設での処理に関係する西日本17県、北九州市及び日本環境安全事業株式会社で構成する広域調整協議会における合意事項や各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件に従う必要がある。

これらのことを踏まえ、県では、次のことを基本として安全かつ確実な収集運搬体制の確保を図る。

1 PCB廃棄物の収集運搬業者の確保

- ・ 廃棄物処理法に基づく厳正な許可審査
- ・ 違反業者に対する積極的な行政処分の実施による不適正業者の排除

2 合理的な経路による運搬

- ・トラック、鉄道又は船舶により運搬
- ・トラック輸送の場合、高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本

3 事故時の連絡体制の整備

PCB廃棄物の漏洩、飛散等の事故発生時に迅速、的確に対処できる緊急連絡体制を整備

第4節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

微量PCB汚染廃電気機器等については、北九州処理施設での拠点的広域処理の対象となっておらず、現在、国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、処理体制等の整備が進められている段階である。今後、都道府県知事の許可施設又は環境大臣の無害化処理の認定施設が順次国内に設置されることとなり、処理体制等が確立した時点で、事業者等に対して、具体的な処理についての指導を行う。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者がこの役割のもと協力・連携して確実かつ適正な処理を推進する。

第1節 県の役割

1 監視、指導に關すること

PCB保管事業者、使用事業者及び収集運搬業者に対する監視・指導

2 広域的処理の推進に關すること

西日本17県、北九州市及び日本環境安全事業株式会社で構成する広域調整協議会での協議、調整

3 緊急時の対応に關すること

収集運搬時の事故発生時等緊急時における緊急連絡体制の整備（関係各県、各市町村等の関係機関及び日本環境安全事業株式会社との連携）

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に關すること

- ・PCB廃棄物の保管、処分状況等の県民への情報提供、理解促進
- ・保管事業者への適正な保管、収集運搬に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業に関する情報等を周知、提供
- ・電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対しての情報提供

5 中小企業者への支援に關すること

PCB廃棄物処理基金（国、都道府県及び産業界からの拠出による。）からの中小企業者への処理費用の支援

第2節 PCB廃棄物保管事業者の役割

- ・廃棄物処理法の基準に従い確実かつ適正に保管
- ・PCB特措法に基づき保管及び処分状況を県等へ届出
- ・PCB特措法に規定する期限内に計画的に処分
- ・県の施策への協力

第3節 PCB使用機器の使用事業者の役割

- ・ PCB使用機器を適正に管理
- ・ 微量のPCBに汚染された又はその可能性のある電気機器等の絶縁油中のPCB濃度把握
- ・ PCB特措法、電気関係報告規則等に基づき使用状況の届出、報告
- ・ PCB特措法に規定する期限内に使用を中止し処分
- ・ 県の施策への協力

第4節 収集運搬業者の役割

- ・ 廃棄物処理法、収集・運搬ガイドライン、日本環境安全事業株式会社が定めた受入基準等及び微量PCB汚染廃電気機器等収集運搬ガイドラインの遵守
- ・ 各州市のPCB廃棄物処理計画に規定する運行条件の遵守
- ・ 県の施策への協力

第5節 政令市及び県下市町村の役割

県と協力・連携しPCB廃棄物の適正な処理を促進

第6節 その他の関係者の役割

PCB及びPCB使用機器製造事業者は県の施策へ協力

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 新旧対照表

新	旧
<p>岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画</p> <p>【目次】</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項 8</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理 10</p> <p>第4章 略</p> <p> (参考1)、(参考2) 略</p> <p>【本編】</p> <p>第1章 計画策定の趣旨等</p> <p> 第1節 計画策定の趣旨</p> <p> ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有することから、熱媒体、トランス・コンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い用途で使用されてきた。</p> <p> しかしながら、熱媒体として使用されていたPCBが食用油中に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、さらに各地の魚類や鳥類などの体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月以降、PCBの製造、輸入及び使用が原則禁止となった。</p> <p> その後、国内においては、高圧トランス、高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理体制が整わず、結果として、長期間にわたり事業者による保管が継続しており、PCB廃棄物の紛失等による環境汚染の進行が懸念されている。</p> <p> このような状況から、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置</p>	<p>岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画</p> <p>【目次】</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項 8</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p>第4章 略</p> <p> (参考1)、(参考2) 略</p> <p>【本編】</p> <p>第1章 計画策定の趣旨等</p> <p> 第1節 計画策定の趣旨</p> <p> ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有することから、熱媒体、トランス・コンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い用途で使用されてきた。</p> <p> しかしながら、熱媒体として使用されていたPCBが食用油中に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、さらに各地の魚類や鳥類などの体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月以降、PCBの製造、輸入及び使用が原則禁止となった。</p> <p> その後、国内においては、高圧トランス、高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理体制が整わず、結果として、長期間にわたり事業者による保管が継続しており、PCB廃棄物の紛失等による環境汚染の進行が懸念されている。</p> <p> このような状況から、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置</p>

法」(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)が制定され、同年7月15日から施行された。

また、PCB特措法第6条の規定により、国は平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。)を策定し、拠点的広域処理施設を全国5か所に整備することなど、PCB廃棄物の処理に関する基本的方針を定めたことに加え、微量PCB汚染廃電気機器等の処理の推進についても新たに定められたところである。

本計画は、PCB特措法第7条の規定により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第1項の規定により策定した岡山県廃棄物処理計画及びPCB廃棄物処理基本計画に即して、岡山県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的として策定するものである。

第2節～第4節 略

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

第1節 PCB廃棄物の処理の体制の現状

国は、PCB廃棄物処理基本計画に基づき、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、日本環境安全事業株式会社を活用して全国5か所に拠点的な広域処理施設(以下「拠点的広域処理施設」という。)を整備している。このほか、一部の民間企業においては、PCB廃棄物の処理施設を自ら設置し、処理を進めている。

本県は、全国5か所の拠点的広域処理施設のうち北九州市に設置されたPCB廃棄物処理施設(以下「北九州PCB廃棄物処理施設」という。)の処理対象地域となっている。この北九州PCB廃棄物処理施設による処理事業(以下「北九州PCB廃棄物処理事業」という。)においては、本県のほか、西日本17県分のPCB廃棄物を

法」(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)が制定され、同年7月15日から施行された。

また、PCB特措法第6条の規定により、国は平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。)を策定し、拠点的広域処理施設を全国5箇所に整備することなど、PCB廃棄物の処理に関する基本的方針を定めた。

本計画は、PCB特措法第7条の規定により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第1項の規定により策定した岡山県廃棄物処理計画及びPCB廃棄物処理基本計画に即して、岡山県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的として策定するものである。

第2節～第4節 略

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

第1節 PCB廃棄物の処理の体制の現状

国は、PCB廃棄物処理基本計画に基づき、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、日本環境安全事業株式会社を活用して全国5箇所に拠点的な広域処理施設(以下「拠点的広域処理施設」という。)を整備している。このほか、一部の民間企業においては、PCB廃棄物の処理施設を自ら設置し、処理を進めている。

本県は、全国5箇所の拠点的広域処理施設のうち北九州市に設置されたPCB廃棄物処理施設(以下「北九州PCB廃棄物処理施設」という。)の処理対象地域となっている。この北九州PCB廃棄物処理施設による処理事業(以下「北九州PCB廃棄物処理事業」という。)においては、本県のほか、西日本17県分のPCB廃棄物を

処理する計画となっており、その概要は表3-1のとおりである。

表3-1 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

項目	内容	
事業主体	日本環境安全事業株式会社	
事業の目的	西日本17県域（中国、四国、九州及び沖縄）に存するPCB廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ること	
事業の実施場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目	
事業の予定期間	着手	平成13年10月
	完了	平成28年 3月
処理の予定期間	開始	平成16年12月
	完了	平成27年 3月
処理施設計画	第1期	処理方法：脱塩素化分解
		処理能力：0.5トン/日（PCB分解量）
		操業時期：平成16年12月開始
	第2期	処理方法：脱塩素化分解、プラズマ溶融分解
		処理能力：脱塩素化分解（第1期と合わせて） 1.5トン/日（PCB分解量） プラズマ溶融分解 10.4トン/日（PCB汚染物重量）
操業時期：平成21年7月開始		

処理する計画となっており、その概要は表3-1のとおりである。

表3-1 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

項目	内容	
事業主体	日本環境安全事業株式会社	
事業の目的	西日本17県域（中国、四国、九州及び沖縄）に存するPCB廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ること	
事業の実施場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目	
事業の予定期間	着手	平成13年10月
	完了	平成28年 3月
処理の予定期間	開始	平成16年12月
	完了	平成27年 3月
処理施設計画	第1期	処理方法：脱塩素化分解
		処理能力：0.5トン/日（PCB分解量）
		操業時期：平成16年12月開始
	第2期	処理方法：脱塩素化分解、プラズマ溶融分解
		処理能力：脱塩素化分解（第1期と合わせて） 1.5トン/日（PCB分解量） プラズマ溶融分解 10.4トン/日（PCB汚染物重量）
操業時期：平成21年3月開始予定		

第3節

1 略

2 合理的な経路による運搬

主な運搬手段として考えられるトラックによる運搬については、次の事項を運搬者に遵守させ、安全性の確保を図ることとする。

- ① 高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本とする。
- ② 幹線道路の選択に当たっては、より高規格の道路を優先する。
- ③ 積込地が幹線道路に面していない場合は、合理的な経路を経て、速やかに幹線道路に入る。

3 略

第4節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

PCBについては、昭和47年に新たな製造がなくなり、昭和49年には製品への使用及び輸入が禁止されたが、PCBを使用していないとする電気機器等に数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBが非意図的に混入している場合があり、これらの電気機器等が廃棄物となったものを、微量PCB汚染廃電気機器等という。

微量PCB汚染廃電気機器等については、拠点的広域処理施設の処理対象となっておらず、現在、国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、処理体制等の整備が進められている段階である。

微量PCB汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法第14条の4又は第15条

また、民間企業では、中国電力株式会社が広島県内に自社のPCB廃棄物処理施設を設置しており、中国電力株式会社のPCB廃棄物の一部については、この施設で処理される。

第3節

1 略

2 合理的な経路による運搬

PCB廃棄物の運搬手段としては、トラックによる運搬、鉄道による運搬又は船舶による運搬のいずれかを選択することとなる。

これらのうち、主な運搬手段として考えられるトラックによる運搬については、次の事項を運搬者に遵守させ、安全性の確保を図ることとする。

- ① 高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本とする。
- ② 幹線道路の選択に当たっては、より高規格の道路を優先する。
- ③ 積込地が幹線道路に面していない場合は、合理的な経路を経て、速やかに幹線道路に入る。

3 略

に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとされている。

このことにより、都道府県知事の許可施設又は環境大臣認定施設が国内に順次設置されることとなるが、今後処理体制等が確立した時点で、事業者等に対して具体的な処理についての指導を行うこととする。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

第1節 県の役割

1 監視、指導に関すること

県は、政令市と協力し、次のとおり監視、指導に取り組むこととする。

(1)～(2) 略

(3) 収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドラインの遵守を徹底させるとともに、北九州PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、関係機関において決定された事項や各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等の遵守についても徹底を図る。

また、立入検査等の実施により、処理基準違反等が明らかになった場合には、積極的に行政処分を実施し、不適正な収集運搬業者の排除に努めることとする。

2～3 略

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

第1節 県の役割

1 監視、指導に関すること

県は、政令市と協力し、次のとおり監視、指導に取り組むこととする。

(1)～(2) 略

(3) 収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの遵守を徹底させるとともに、北九州PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、関係機関において決定された事項や各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等の遵守についても徹底を図る。

また、立入検査等の実施により、処理基準違反等が明らかになった場合には、積極的に行政処分を実施し、不適正な収集運搬業者の排除に努めることとする。

2～3 略

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること

県内におけるPCB廃棄物の保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状、安全性の確保に関する情報及び微量PCB汚染廃電気機器等に関する情報等をホームページ等の媒体を活用して積極的に公開し、県民の理解を促進することとする。

また、保管事業者に対しては、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業に関する情報等、説明会の実施、パンフレットの配布等により必要な情報を周知、提供することとする。

さらに、事業者に対して、PCBに関する情報を、広報紙の利用、パンフレットの配布、説明会の実施等により広く提供し、事業者が未把握のPCB使用機器等がないか注意喚起を行うこととする。

加えて、県及び政令市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量PCB汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供に努めるものとする。

5 略

第2節 略

第3節 使用事業者の役割

PCB使用製品を使用している事業者は、PCB使用機器を適正に管理するとともに、計画的に使用を停止し、PCB特措法で定める期間内（平成28年7月まで）に適正に処分するものとする。

加えて、微量のPCBによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び社団法人日本電機工業会、社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるPCB汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当

県内におけるPCB廃棄物の保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等をホームページ等の媒体を活用して積極的に公開し、県民の理解を促進することとする。

また、保管事業者に対しては、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業に関する情報等、説明会の実施、パンフレットの配布等により必要な情報を周知、提供することとする。

さらに、事業者に対して、PCBに関する情報を、広報紙等を利用し広く提供し、事業者が未把握のPCB使用機器等がないか注意喚起を行うこととする。

5 略

第2節 略

第3節 使用事業者の役割

PCB使用製品を使用している事業者は、PCB使用機器を適正に管理するとともに、計画的に使用を停止し、PCB特措法に定める期限内（平成28年度まで）に適正に処分するものとする。

なお、PCB特措法、電気関係報告規則に基づき必要な届出、報告を行う。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組みについて、協力するものとする。

該電気機器等を製造した者に対して、PCB汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にPCB汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のPCBの濃度を測定する等の適切な方法により、PCBにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

なお、PCB特措法、電気関係報告規則に基づき必要な届出、報告を行う。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組みについて、協力するものとする。

第4節 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び微量PCB汚染廃電気機器等収集運搬ガイドラインで定める基準を遵守するとともに、北九州PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、日本環境安全事業株式会社が定めた受入基準、広域協議会において決定された留意点、各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等を遵守し、適正かつ安全に収集運搬するものとする。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組みについて、協力するものとする。

第5節 略

第6節 略

第4節 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等で定める基準を遵守するとともに北九州PCB廃棄物処理施設への運搬に当たっては、日本環境安全事業株式会社が定めた受入基準、広域協議会において決定された留意点、各県市のPCB廃棄物処理計画に定める運行条件等を遵守し、適正かつ安全に収集運搬するものとする。

また、県のPCB廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組みについて、協力するものとする。

第5節 略

第6節 略